

# 「独占禁止法審査手続に関する指針」について

## 策定の趣旨等

- ・「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」(平成26年12月)の提言を受け、行政調査手続の適正性をより一層確保する観点から、これまでの実務を踏まえて行政調査手続の標準的な実施手順や留意事項等を明確化し、審査官等に周知徹底する目的で策定
- ・同様の観点から、調査手続の透明性を高め、円滑な調査の実施に資するよう、本指針を策定し、公表して広く一般に共有
- ・指針の内容を踏まえて取りまとめた事業者等向け説明資料(「独占禁止法違反被疑事件の行政調査手続の概要について」)を併せて公表

## 指針の概要

### 第1 総論

- 1 独占禁止法の目的と公正取引委員会の使命・・・独禁法の目的、公取委の使命、違反行為を排除するために付与された調査権限、適正手続を確保した事件調査の実施
- 2 公正取引委員会における事件調査の体制と監督者の責務・・・審査局における事件調査の体制、事業者等からの意見への対応
- 3 独占禁止法違反被疑事件の調査に携わる職員の心構え
  - (1) 調査における心構え・・・法目的の追求、冷静な判断力と実態解明への確固たる信念を持った着実な調査の実施
  - (2) 綱紀・品位・秘密の保持・・・綱紀・品位の保持、秘密の漏えいの禁止
  - (3) 適正な手続の遵守・・・手続の適正性を確保することの重要性の自覚・法令の規定に従った適正な手続に基づく権限の行使
  - (4) 効率的・効果的な調査と多面的な検討・・・効率的・効果的な調査による実態解明、十分な証拠収集、予断を排した供述の聴取

### 第2 審査手続

#### 1 立入検査

- (1) 根拠・法的性格・・・立入検査・提出命令・留置といった罰則により担保された調査、任意の協力に基づく調査
- (2) 立入検査時の手続・説明事項・・・審査官証の提示、被疑事実等の告知、検査妨害に係る罰則、事業者等向け説明資料の手交、任意の協力に基づく調査における身分証明書等の提示
- (3) 立入検査の対象範囲・・・審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場所
- (4) 物件の提出及び留置に係る手続・・・審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した物件の提出命令(電子データを含む。)、品目録の交付、全物件の品目録との照合、提出物件の事業者等への返却
  - ・・・検査当日、日々の事業活動に用いる必要があると認められるものについては謄写が可能
  - 検査翌日以降にも提出物件の閲覧・謄写が可能、事業者が早期に閲覧・謄写できるよう配慮
- (5) 立入検査における弁護士の立会い・・・弁護士の立会いは可能

## 2 供述聴取

- (1) 根拠・法的性格・・・任意の協力に基づく供述聴取, 罰則により担保された審尋
- (2) 供述聴取時の手続・説明事項
  - ▶任意の供述聴取  
事前連絡時にはその都度, 任意の供述聴取である旨, 初回の聴取開始時に身分証明書等を提示した上で任意の供述聴取である旨等を説明
  - ▶審尋  
法的根拠や出頭拒否に対する罰則等を記載した出頭命令書の送達, 審尋の開始時に審査官証を提示した上で法的性格や陳述拒否等に対する罰則について説明
  - ▶事前に事業者等向け説明資料を掲載しているウェブページを教示するとともに, 内容を未確認であれば, 供述聴取時に同資料を手交
  - ▶意見聴取手続における証拠の閲覧・謄写制度について必要に応じて説明
- (3) 供述聴取における留意事項・・・弁護士を含む第三者の立会い, 録音・録画, 調書の写しの交付及びメモの録取は, 事案の実態解明への懸念を主な理由として認められない(供述聴取の適正円滑な実施の観点から審査官等の判断で通訳人・弁護士等の立会い及び聴取対象者による書き取りを認めることもあり), 威迫・強要, みだりに供述を誘導すること等の供述の任意性・真実性を疑われる方法の禁止
- (4) 聴取時間・休憩時間・・・供述聴取の時間は1日8時間までとし, 超過する場合は同意を得る。深夜(午後10時以降)に及ぶ聴取は避ける  
聴取対象者の体調等も考慮した上で休憩時間を適時適切に確保  
休憩時間中の行動は制約せず, 聴取対象者が弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることを妨げない。  
食事時間等の休憩時間は, 弁護士等に相談できる時間となるよう適切に確保  
審査官は聴取時間・休憩時間について記録
- (5) 調書の作成・署名押印の際の手続・・・調書を作成した場合の読み聞かせ・閲読による内容の確認  
調書の増減変更の申立てがあったときの手続

## 3 報告命令

- (1) 根拠・法的性格・・・罰則により担保された報告命令, 任意の協力に基づく報告依頼
- (2) 報告命令時の手続・・・報告命令書の送達, 任意の報告を依頼する際には原則として書面で行う。

## 4 審査官の処分に対する異議申立て, 任意の供述聴取に関する苦情申立て

- ・異議申立て・・・独禁法第47条に基づく処分(立入検査・審尋等)に不服がある場合は1週間以内に異議の申立てができる。
- ・苦情申立て(創設)・・・任意の供述聴取において指針に反する審査官の言動等があったとする場合は1週間以内に苦情の申立てができる。

## その他

・本指針の公表後2年を経過した後, 独占禁止法違反被疑事件の行政調査の運用についてフォローアップを実施し, 関連する法制度の状況等を踏まえながら, 必要に応じ本指針の見直し(いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権, 審尋調書の形式等の検討も含む。)を行う。